

ちょっと待って!



そのトラック

無許可業者ではありませんか?

CAUTION! CAUTION! CAUTION! CAUTION! CAUTION! CAUTION! CAUTION!

! 大阪市内の家庭から出る粗大ごみや不用品、廃家電の収集には**大阪市の一般廃棄物収集運搬業の許可が必要です。**

※古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維のみの専ら物収集を除く。

粗大ごみ

例

たんす 本だな 植木

木製机 プランター

電化製品

例

アイロン パソコン

ポット ゲーム機

家電リサイクル法対象品目

例

テレビ エアコン

洗濯機 冷蔵庫

注) 再生利用業指定業者などが回収する一般家庭用の家電リサイクル法対象品目を除く。

! 言うまでも無く、**無許可・悪徳業者は違法です。**

郵便受けに「見積無料・格安処分」などと表記したチラシを投函したり、またはインターネット上においてホームページなどを大々的に展開し営業活動を行っているものの多くは無許可・悪徳業者です。一般廃棄物の収集運搬は再委託できないので、提携しているとホームページに記されていても違法の疑いがあります。



さらにその業者に知らずに仕事を依頼した排出者も法に問われる可能性があります。絶対に無許可・悪徳業者を利用しないでください。廃棄物処理法25条第1項の規定により「5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金(又はこれを併科)」に処される場合があります。

**よく耳にする、よく見かける
こんなフレーズには要注意!**

ご家庭のご不用品、粗大ごみ、電化製品、**無料で回収いたします**



違法業者の回収車



チラシやダイレクトメール



ホームページの情報

「不用品を無料で回収」。この魅力的なフレーズこそが落とし穴です。回収は無料でも「運搬や処分は別料金である」として、法外な金額を要求してくるというケースや、問い合わせの段階では無料回収と言いながら、引き取りの段階になって「思っていたより品物が大きいから」「処分費用が高騰しているから」などと理由をつけ、高額な料金を要求してくるというケースが多数報告されています。これはもはや悪徳業者の常套手段であると言えます。



では、「正規の資格を持った業者と提携して処理業務を行っている」といった場合はどうでしょう。廃棄物収集運搬を委託された業者が処理行程の一部や全部を第三者に代行させたり、第三者が受けた委託を業者が引き継ぐなどの委託内容の受け渡し、つまり「再委託」を行うことは違法です。再委託が禁じられている以上、「提携」することに意味がないと正規業者は知っています。違法業者の言う「提携」は、ダミーであるか、違法業者同士の提携である可能性が大きいと言えます。

**他社との提携(ダミーの可能性大)を謳い
安心感を与えて受注を増やす**

また、無許可業者は許可が無いために廃棄物の正規処理ルートも持たず山林や河川に不法投棄するケースもあります。パソコンや電話・ファクスなどの不法投棄は個人情報の漏洩にもつながり、非常に危険です。

**適切に処理されずに
不法投棄される恐れがある**



無許可・悪徳収集運搬業者にひっかからないための目印は…

大阪市許可 のステッカーが運転席の扉に貼られているか、
一般廃棄物収集運搬業の許可証のコピー が車載されていれば、
大阪市の許可を受けている一般廃棄物収集業者の証となります。



一般廃棄物の収集運搬をご希望の方、またはお問い合わせ

「変だな」「怪しいな」と思われる業者に関する報告やお問い合わせ

大阪市環境局 事業部 一般廃棄物指導課
〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1 あべのルシアス13階
TEL 06-6630-3265 FAX 06-6630-3581